

令和7年度「沼田市農産物ブランド化支援事業費補助金」実施要領

協議会では、沼田市におけるブランド農産物の振興を図るため、ぬまたブランド農産物の生産者若しくは市内農業者が組織する団体が行う、農産物のブランド化及び6次産業化の事業に対し、予算の範囲内で補助金を交付します。

○ 交付対象となる方（以下の①～③を全て満たすこと）

① ぬまたブランド農産物認証者
② 市内農業者が組織する団体
③ 市税を完納していること。
④ 沼田市暴力団排除条例（平成24年条例第21号）第2条に規定する暴力団又は暴力団員等のいずれにも該当していないこと。

○ 助成事業の種類、対象内容及び対象経費等

1 商品力向上事業

対象内容	自ら生産した農産物及び農産物加工品の商品力向上のための新規パッケージ及びPRパンフレット並びにPR動画の開発（ただし、同一商品のパッケージ及びパンフレット並びにPR動画の年度内実施は併せて一申請とする。）
対象者	① ぬまたブランド農産物認証者 ② 市内農業者が組織する団体
対象経費	① パッケージまたは、パンフレットデザインの委託費 ② パッケージまたは、パンフレットの試作費用（上限5,000部） ③ PR動画の作成委託費
補助率	・ 対象者が①の場合・・・2分の1以内 ・ 対象者が②の場合・・・3分の1以内
補助額の上限	・ 対象者が①の場合・・・10万（5万円※） ※成果物がぬまたブランド農産物認証品であることや、認証者であることがわからない場合 ・ 対象者が②の場合・・・5万円

2 新商品開発支援事業

対象内容	自ら生産した農産物を主に利用した農産加工品の開発（ただし、農産物の自己生産比率を50%以上とする。）
対象者	① ぬまたブランド農産物認証者

	② 市内農業者が組織する団体
対象経費	試作時における加工委託費等
補助率	・ 対象者が①の場合・・・2分の1以内 ・ 対象者が②の場合・・・3分の1以内
補助額の上限	・ 対象者が①の場合・・・10万円 ・ 対象者が②の場合・・・5万円

3 新商品販売支援事業

対象内容	ぬまたブランド農産物認証者が新たに販売する加工品に対して、栄養成分表示するための検査（ただし、ぬまたブランド農産物認証制度実施要綱第5条第1項第1号及び第2号の規定による申請の要件を満たした商品であり、今後ぬまたブランド農産物の認証申請をする意思があるものに限る。（その対象品の主原材料となる農産物等が認証を受けている場合は除く。））
対象者	ぬまたブランド農産物認証者
対象経費	食品表示法（平成25年法律第70号）に基づき表示が義務化されている5項目（熱量・たんぱく質・脂質・炭水化物・ナトリウム（食塩相当量に換算したもの））を含む検査費用（上限7項目）
補助率	2分の1以内
補助額の上限	10万円

4 販路開拓支援事業

対象内容	ぬまたブランド農産物認証者が自ら生産した農産物及び農産物加工品の新たな販路を開拓するため、沼田市外で開催される展示会等への出展。ただし、以下に定めるものの場合には対象外とする。 ・ 販売することを目的としているイベントへの出展 ・ 品評会等を趣旨とした催事への出展 ・ 沼田市が主催するイベントへの出展 ・ 展示等を行う商品がぬまたブランド農産物認証品以外のものみの場合
対象者	ぬまたブランド農産物認証者
対象経費	① 小間料及びブース賃借料 ② 出展負担費 ③ 展示装飾費 ④ 備品借上費 （ただし、主催者へ直接支払うものが対象）
補助率	2分の1以内
補助額の上限	10万円

※国、県その他団体からの補助金等を受けていない、又は受ける予定のないものが対象

○ 提出書類

各事業の提出書類については、以下のとおりとする。(特に指示のない場合は、書類の写し)

☆全事業共通

① 補助金交付申請時	<ul style="list-style-type: none"> ・ 様式第1号(第5条関係)補助金交付申請書 ・ 事業計画書 ・ 収支予算書 ・ 見積書等の写し <p>◎但し、市内農業者が組織する団体は、</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 組織の規約の写し ・ 構成員名簿等の写し も併せて提出。
② 事業実績報告時	<ul style="list-style-type: none"> ・ 実績報告書(参考様式あり) ・ 収支決算書 ・ 領収書写し ・ 納品書写し
③ 補助金請求時	<ul style="list-style-type: none"> ・ 様式第7号(第8条関係)補助金交付請求書

・ その他会長が必要と認める書類

★各事業、下記のとおり追加で必要な書類あり。

(1) 商品力向上事業

① 補助金交付申請時	<ul style="list-style-type: none"> ・ パンフレット等のデザイン案(既存のパンフレット等がある場合は併せて提出。PR動画の場合は、構成案を提出。)
② 事業実績報告時	<ul style="list-style-type: none"> ・ パンフレット等の成果物(写真でも可)
③ 補助金請求時	—

(2) 新商品開発支援事業

④ 補助金交付申請時	<ul style="list-style-type: none"> ・ 対象の商品概要(商品名、成分等)
⑤ 事業実績報告時	<ul style="list-style-type: none"> ・ 開発した商品の写真
⑥ 補助金請求時	—

(3) 新商品販売支援事業

⑦ 補助金交付申請時	<ul style="list-style-type: none"> ・ 対象の商品概要(商品名、成分等) ・ 検査項目 ・ 販売予定時期等
⑧ 事業実績報告時	<ul style="list-style-type: none"> ・ 食品表示法に基づき作成された成分表示のデータやシール等

⑨ 補助金請求時	—
----------	---

(4) 販路開拓支援事業

⑩ 補助金交付申請時	<ul style="list-style-type: none"> ・ 展示会等の概要 ・ 展示会等の出展申込書等の写し（金額の記載があるもの）
⑪ 事業実績報告時	<ul style="list-style-type: none"> ・ 出展時の写真 ・ バイヤー等の名刺の写し等
⑫ 補助金請求時	—

○ 予算の配分

沼田市農産物ブランド化及び6次産業化推進協議会長（以下：会長）は、事業内容、事業要件、成果目標等が適切であることを確認し、予算の範囲内でいかに基づき予算を配分するものとする。

(1) 採択の優先度については以下の順とする。

- ① 商品力向上事業
- ② 販路開拓支援事業
- ③ 新商品開発支援事業
- ④ 新商品販売支援事業

(2) (1)の①から④の同一メニュー内では、以下のポイントの高い順に採択する。同ポイントの場合は、事業費の小さい順に採択する。

- ① 補助金活用年

ア 補助金活用なし	4ポイント
イ 補助金活用が3年以内	3ポイント
ウ 補助金活用が2年以内	2ポイント
エ 補助金活用が1年以内	1ポイント

○ 申請期間

令和7年5月22日（木）～令和7年7月11日（金）

※事前にご相談ください。

○ 申請及び問い合わせ先

沼田市農産物ブランド化及び6次産業化推進協議会事務局

（沼田市役所経済部農林課内）

沼田市下之町888番地 テラス沼田5階

電話：0278-23-2111